

【観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会について（第1回会合）】
議事録（概要版）

■概要

日時	平成30年9月10日（月）14:00～16:00
場所	沖縄県庁6階 第2特別会議室
参加者	下地委員（委員長）、花井委員、湧川委員、中村委員、當山委員、川口委員、 與古田委員代理、與座委員、浦崎委員代理、赤嶺委員代理、古謝委員代理、 嘉手苺沖縄県文化観光スポーツ部長

■議事録

○事務局（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課 仲里班長）

それではこれより第一回観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会を開会いたします。まず、開会に先立ちまして、今回が第一回目の開催となりますので、本日までご参加いただいております委員の皆様からご所属とお名前の簡単な自己紹介をいただければと思います。

○各委員

（自己紹介）

○事務局（仲里班長）

それでは、第一回検討委員会の開催に当たりまして、沖縄県文化観光スポーツ部部長の嘉手苺よりご挨拶申し上げます。

○嘉手苺部長（沖縄県文化観光スポーツ部長）

（挨拶）

○事務局（仲里班長）

それでは、各委員への依頼内容を明確にするため、文化観光スポーツ部長名で文書を準備していますので、観光政策課長が読み上げたいと思います。

○平敷課長（沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課長）

（観光政策課長が資料1「観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示について」を説明）

○事務局（仲里班長）

それでは、会議次第2の「検討委員会の会議運営に関する基本的事項の取り決め」のうち、（1）

の「検討委員会の委員長の選任について」を議題にしたいと思います。この議題に関して、運営要綱を私から説明させていただきます。

(観光政策課班長が資料2「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱」を説明)

それでは、議事次第 2-(1)の「委員長の選任について」を議題にしたいと存じます。委員長が選任されるまでの間、運営要綱第5条第1項に基づき、嘉手苺文化観光スポーツ部長が議事進行を行います。

○嘉手苺部長

委員長は、検討委員会の会議の議事進行その他会議の事務を総理するほか、意見の取りまとめや検討委員会を代表して県に対し、意見を提出することを願います。それでは、各委員による互選で委員長の選任をお願いします。

○各委員

(下地先委員を委員長に選出)

○嘉手苺部長

この後の議事進行につきましては、私に代わりまして、下地委員長に進行をお願いしたいと思います。

○下地委員長 (琉球大学国際地域創造学部教授)

みなさん、こんにちは。皆様から推薦を頂きましたので、これから皆様の協力を頂きながら議事を進めていきたいと思っております。宜しくお願い致します。

それでは、皆様のお手元にございます会議次第に沿って、進めてまいりますけれども、まずは会議次第の2-(2)「会議の公開について」お諮りをしたいと思いますので、事務局から説明をお願い致します。

○事務局 (又吉副参事)

(観光政策課副参事が資料3「附属機関等の会議の公開に関する基本的な考え方」を説明)

○下地委員長 (琉球大学国際地域創造学部教授)

事務局から説明がありましたけれども会議は公開としてもよいでしょうか。

○各委員

(承認)

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

ご異議なしということで、本委員会については、公開という形で進めていきたいと思ひます。

それでは早速ですけども、会議次第の「平成 25 年度の検討結果及びその後の環境の変化について（報告事項）」、事務局より説明いただきますけれども、しばらく前回の議論から経っていますので、まずは、個々をしっかりと確認した上で、その後の環境の変化を踏まえた議論をできればと思ひますので、事務局宜しくお願ひします。

○**事務局（又吉副参事）**

（事務局が資料 4「観光目的税について」及び資料 4-8「沖縄観光の現状と課題」を説明）

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

おそらく一気に説明したので、それぞれ読み返す、または確認すべきことがあるかと思ひます。

今回、審議事項である分科会の設置についても進めることとなっていますので、先にそちらを進めた上で残りの時間をみなさんのご意見をお聞きする時間に充てたいと思ひますので、その間にいまの内容等についてもご確認をお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、分科会の設置について事務局から説明いただいた上で進めたいと思ひますのでお願ひします。

○**事務局（又吉副参事）**

それでは、分科会設置の可否について、ご説明いたします。その前に、平成25年度の観光目的税制度の検討時の反省点としまして、3点ほどあると思ひますが、1つ目が行政側で制度等の案を作った形で観光団体の意見を聞いていなかったということがあります。活用事業については報告書の179ページからあるのですが、行政の側でこういうふうな形で既存事業を上げたばかりに、財源の振り替えにしか見えなかったこと、それと観光関連団体の意向確認という形で、非公式で聞いてはいたものの、いま残っている資料としては先ほどあった、専門家委員会の方で、平成26年に8事業者からヒアリングを行なっているということで、観光関連団体の意向確認が遅かったということが反省点として上げられるかと思ひます。それを踏まえ、今回は、この制度案につきまして、観光関連団体の意見も取り入れた上で観光目的税制度自体、詳細設計、用途事業も含めて一緒に案を作っていくと考えております。その上で、本検討委員会で、沖縄県の観光目的税としてどの税目が適当か、また、導入するとした場合には、いつの時期が適当かを検討して頂きたいと考えております。その為、観光関連団体の意向を取り入れた観光目的税制度の案と活用事業の案を作成するため、分科会を設置して検討してはどうかということで、事務局から議題として提案しております。詳細については、資料 5 観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会設置要領案の方をご覧いただきたいと思ひます。

（事務局が資料 5「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会設置要領（案）」を説明）

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

資料5で説明がありましたけれども、これまでの経緯を踏まえて、今回の検討に当たっては、分科会を設置してはどうかということ、分科会を2つというような案が事務局より出されております。これについて委員の皆様から、もしご意見があればお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○湧川委員（沖縄観光コンベンションビューロー専務理事）

本来であれば観光目的税を創設する目的や、その目的のための使途がどういうものなのかがある程度決まった中で徴収すべき税目が見えてくるのかと思う。ただ、一方では、それを早めに取り組むためには同時並行的に、可能性が高い税目についても進めていった方が迅速に対応できるのだろうなと思いますが、この辺りはいかがですか。

○事務局（又吉副参事）

前回の検討結果があるものですから、やはり行政としてはそれを踏まえていく必要があると考えておりますが、湧川委員がおっしゃるようなかたちで、大きな目的から入ってきて最後に税目を決めて行くという進め方もございます。ですので、分科会の進め方にしても導入目的から分科会で議論して変える必要があるということであればその目的を変えてもいいかなと考えております。ですが、分科会を設置する以上は、事務局としてはこちらが提案した宿泊税、レンタカー税として税目は決まってしまうのですが、そこについては目的も含めて議論はできるというふうに考えております。

○花井委員（沖縄エコツーリズム推進協議会会長）

湧川委員から指摘があったことに関連するのですが、まずは取り組むべき事業があって、その事業実行を使途として適切な財源を確保するのが順序かなと思います。持続可能な観光地づくりを通じたブランド化については国内よりも国外に学ぶべき仕組みがあるのではないかと。これらの学ぶべき事例を通じて理念に当たる骨子を明確にするための分科会というものがあった方がいいのかと思いますが、如何でしょうか。

○中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）

分科会については、そういった流れになるのではないかなと思いますが、宿泊税が一番やりやすいからやりましょうということであれば、猛反対しますし、だけど、観光税が必要というのも十分に理解している。

ただ、環境関係のどの部分がそれから税負担されていくのか大変疑問があるところです。例えば、赤土流出問題というのは、観光客からすると彼らが赤土を持ってきているわけではないという判断もされることがあるでしょう。

目的税がこれだけ必要なので、取れるところから取って、これはまとめてここに、これはまとめてここにという使い方をするのではなく、先ほど花井委員がおっしゃっていたようなかたちで全体での議論での方向性を出すのと、地元の人たちが資産としての使う部分、観光の方々が使う部分、そしてその部分の境界をどうしていくのというようなことを検討していかないと、何かやらなければいけないから全部観光に回そうという安易な発想でやって欲しくありません。それをやることによって、地元の利用者についても観光について意識しても

らえるような環境づくりというのも大切だと思います。

○與古田委員（沖縄県レンタカー協会専務理事〈代理出席〉）

今、中村委員からもあったように同意見です。例えば、道路はレンタカーも増えて事故も増え、危険な状況になってきている。そのような中で、沖縄県の自動車というのは113万台、そのうち4万台のレンタカーからの税をこの使途に充てるのは、同じようなかたちになるのではないかと感じます。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

基本的な方向性については、事務局側である程度考えを出していかないといけないと思いますので、その検討をお願いしたいと思います。ひとまず、分科会については、2つの設定で進めるという話になっていきますけれどもそれについては、よろしいでしょうか。分科会の中で、それぞれの皆様の立場から議論をしていただければと思います。それでは、分科会等の進め方について、事務局から説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

続いて、分科会の委員、分科会長の役割等についてご説明します。

（事務局から資料5「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会設置要領(案)」を説明）

なお、分科会では、観光目的税の制度設計、使途事業を協議することから、議論を活発にするためにも、分科会長は直接の当事者ではない方が好ましいものと考えております。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

事務局からあった通り、分科会設置をし、分科会の分科会長を決めるというところを今日のところは進めておきたいと思います。色々な事務手続きが必要ですので、それぞれがどの部会に入りたいか改めて事務局から連絡していただければと思いますけれども、まず今日は分科会のリーダーだけを決めさせていただいて、そのあと、それぞれの分科会のメンバーについては、事務局と相談していただくということがいいかなと思っています。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

それでは、分科会長を決めたいと思いますけれども、どなたか手を挙げていただく方はいらっしゃいますでしょうか。できれば事務局から案があれば出していただければと思います。

○事務局（又吉副参事）

先ほど申し上げたように、やはり直接当事者が分科会長になっていくと、議論の進め方や運営が難しくなると考えております。できれば中立的な立場がいいと考えており、事務局からの提案ですけれども、宿泊税制度分科会につきましては、沖縄観光コンベンションビューローの湧川委員の方に、レンタカー税制度

分科会につきましては、JATA 沖縄支部長の與座委員にお願いできればと思います。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

今、分科会長の事務局提案がありましたけれどもいかがでしょうか。

○**各委員**

異議なし。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

それでは、2つの分科会長はお二人にお願いをいたします。また、分科会に参加するメンバーにつきましては、今回のメンバーに加えて、皆様からも推薦をいただきながら事務局の中で再度整理をした上で、分科会等のメンバーについてもお知らせをすることとしたいと思います。

残りの時間は、先ほどから一部ご意見が出ていますが、前回の検討から今回に至るまでの経緯等についても今後の観光目的税の導入について配慮すべき検討がもし各委員からあれば、ここから先は自由に発言をいただくということにしたいと思います。

○**湧川委員（沖縄観光コンベンションビューロー専務理事）**

資料4の15ページにOCVBからの提言が書かれています。これについて、私の方からどういったことを議論されたか概要を説明させていただきたいと思います。

まずは、観光目的税の導入については、2019年度が目標とされています。そして全国的に宿泊税の導入が検討されているので、沖縄も迅速に対応する必要があるとなっております。そしてもう一つ委員会内で、観光目的税は財源不足やポスト一括交付金、受益者負担ということではなく、観光の課題を解決し、持続的な観光先進地地域形成のための必要財源として、議論をまとめております。

それから安心・安全な観光地形成のためにも宿泊税を導入し、きちんと登録してもらうことで、無資格の民泊事業者に対する規制も併せて行う。それから徴収が目的ではなく、使い道が大切だとしており、使途は受け入れ体制整備、地域の観光政策のさらなる強化に充てていきたい。平均宿泊単価が8,400円の沖縄県が実際に導入するのであれば、京都市の2万円以下の200円の宿泊課税スタイルが望ましいのではないかとされています。窓口となるホテルについては、観光目的税にかかるシステムの導入にかかる負担も考慮していただきたい。一番重要なのは、財源の使途について、公正・中立に検証する機関の設置。いわゆる自由に使えるところを、効果のある事業に目的にかなった事業に使うチェック機関の設置が望ましいという意見が出ております。クルーズの話について、先ほど事務局から説明がありましたが、これはそのワーキング委員会での検討の時には、出国税が決まっていなかったということで、公平性の観点からクルーズ客からも徴収すべきではないかということが出たようですけど、国の出国税の課税の対象の対象となっているので、平良会長からも副知事に手交するときには、この項目については、取り下げるべきではないかというコメントもあったとのことでした。

○中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）

クルーズでも出国税が出るから宿泊税を取らないというのは二重課税でやってはいけないということなのか。もしそうでないのであれば、それとこれとは話が違いますが、それを取り下げる理由というのは、よく理解ができない。もしご存知の方がいれば教えていただきたい。

○事務局（又吉副参事）

私が聞いた話では、クルーズについては、出国税で 1,000 円取られるということで、そこで入域税を更に徴収すると、クルーズ船が来なくなってしまうのではないかと懸念されるというふうに向っております。

○中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）

公平性の部分について、検討する対象として考えるのはいいのだが、対象者を検討せずに、判断されてしまうのは、ここでの税の話で公平性を保つのは大変難しいのではと気になります。

一回の停泊で 2,000 名でしたでしょうか。たくさんくる中で、入域客数としてカウントされている一方、宿泊の部分については、ほとんど恩恵がない。だけれども環境保全などが出てくるのであれば、そこはある程度皆で検討すべき話なのかなと思います。その辺りの部分は、取り下げるものをもう一度あげてほしいというわけではないが、25 年当時の中で決まったからこうですというわけではなく、同じ意見が出るかもしれないが、ある程度みんなが理解できるような検証をした中で、慎重にやっていただきたい。

宿泊関連の部分で、よくホテル・旅館の営業許可をという中で、今ウィークリーマンションとかそれに付随するような観光客が利用する施設というのもあるのですけれど、これは宿泊税の対象となるのかどうなのか。例えば、その他にも民泊もあれば民宿、ドミトリーもあり、観光客は色々利用されているのだけれども、ここで議論されようとしている内容は、どこまでの範囲のものとなるのか。

○事務局（又吉副参事）

あくまでも前回の話になりますが、ウィークリーマンションについては、検討を除外すべきではないかということとまとめられています。他自治体の事例を見ますと、ホテル旅館業だけではなくて、新しくできた住宅民泊事業法に基づくものについても、京都市や金沢市は対象とし、大阪府も今度の 10 月から対象を広げようと動いておりますので、その方が一般的だと思われます。

旅館業法と住宅民泊事業法というのが、よその事例から見ると、対象としているのが多いかと思います。

○中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）

ウィークリーマンションの利用者は、観光のお客様が大変多いです。ダイビングなどの長期利用される方、花粉症の避難をされる方、プロ野球の取材などでビジネス目的でありながら、先ほどビジネスも対象という中での観光という部分が多岐にわたっている中で、それが検討対象外となるのは公平性の観点からは理解できない。ですから宿泊関連若しくは観光関連であれば、その部分を全部出した中で検討していかないと、公平性も欠くことになりまして、賛同しかねることになりますので、検討いただきたいと思います。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

今の話は納税義務者をどのように特定するかというところですが、前回の議論から環境が大きく変わってきていますので、基本的にはあまり例外を作らない前提の中で、議論していく方がいいのかなと思います。京都市でも修学旅行など特定の方に対する例外措置は作っておりますけれども、納税義務者は、今の流れで例外を作らないほうがいいと思いますが、このあたりは分科会である程度のところまで決めた上で、話をしていくことになるかと思います。

○浦崎委員（那覇港管理組合企画建設部クルーズ推進課長〈代理出席〉）

この資料では、12 時を過ぎたらオーバーナイトとしているのですが、クルーズ船のタイプの中では、夕方きて夜中の 1 時に出航する船もあります。実際朝までいる船については、平成 29 年については、34 回、資料では 70 回とありますが、実際はその半分ほどしか朝までいません。今年も 32 回なので、大体これぐらいで推移している状況があります。外国船の扱いなので、船の中は外国の扱いとなっています。これを沖縄県内にあるホテルと同格に扱うことについては分科会で整理をしないとイケないのかなと思います。

あと、那覇港管理組合は、平成 32 年 1 月から施設使用料を一人当たり 280 円取ることになりました。これを取るに当たっても 3 から 4 年クルーズの支社や本社へ行き、ずっと説明してなんとか取れる方向になった経緯があるので、かなりタフな相手であるため取るに当たってもしっかりやっつけていかなければなりません。

やるに当たっては、この分科会に船舶代理店を入れて、情報共有を行う必要があり、理論武装しないと徴収は難しいのかなと思います。また、金沢市は今度、宿泊税を徴収するということもあり、オーバーナイトしているクルーズ船もあるので、そういった先進地の方もどのような取り扱いをしているのか聞いてもらえるのであれば整理はできるのかなと思います。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

クルーズについては、事務局で出国税との関係もあるでしょうし、今の話もあった上で、確認をとっていただければと思います。

○與座委員（日本旅行業協会沖縄支部長）

分科会長を務めるに当たって、2 回目以降の会議の進め方は、分科会ありきで進めていくのか、若しくは、このメンバーでもう一度集まってから分科会に移るのか、そのあたりのイメージを教えてくださいと思います。理由は、先ほどからでていますお金の使い道など、コンセンサスを取らないままに分科会を行ってもいいのか疑念に感じるものがありますから、どのような青写真を描いているのか教えてください。

○事務局（又吉副参事）

分科会で使途事業、あるいは目的等も含めて検討することとしております。また、開催回数は議論する内容によって、どの程度行うのか申し上げにくいですが、2 つの分科会で制度設計を、どういった人から対象にどういふに徴収するのか、あるいはどう使うのかなどの制度ができたときに、2 回目の検討委員会でどちらを導入したほうがいいのかという形で検討していただきたいというふうに考えております。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

分科会の進捗状況次第かもしれませんが、途中で場合によっては本委員会を改めて招集して全体的なすり合わせを行うことが必要かもしれません。みなさんがそのまま分科会の中で個別の議論に入っていたらいいと思いますけれども、代理の方にお願ひすることもあるかもしれませんので。

○**湧川委員（沖縄観光コンベンションビューロー専務理事）**

手順としては、観光目的税を導入する目的、用途を提示した上で税目を決めていき、税目が決まれば、それに細かく課税対象や税額を検討するという税の技術に入っていく流れかと思います。それを進めながら、同時並行で分科会のなかで課税のあり方について議論をしていくと思っていました。ですから分科会の中で、用途まで議論するのは少し違うのかなと考えています。やはり何が目的で導入するのか、用途をどうするのかというのは、この委員会の中で決めた上で、分科会でどういうふうに行っていくかという決め方なのかと理解しています。

○**與座委員（日本旅行業協会沖縄支部長）**

2つの分科会で違う用途、目的になる可能性があると思いますので、その辺は再検討いただければと考えています。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

宿泊税とレンタカー税のそもそも趣旨が違ってきますから、もし必要があれば、事務局の方で大きい環境の変化に伴って今回の導入の目的や想定される用途のところまで一度議論していただいて、それを元に再度この場に提示をするということもありかもしれません。

○**當山委員（沖縄県ホテル協会会長）**

今年は観光税元年ですし、大観光時代を控えて迅速にやらなければいけない。そういう中で、また一から同じ議論をしていく場合ではないかと思います。先ほど話した通り、財源が足りないからではなくて、この財源をしっかり整えて、本県の観光の環境を整えて行かないと沖縄観光衰退していきますよという議論を踏まえての財源ですから、これはやはり共有したいし、ぜひやるべきだと思います。その方法としては宿泊税が一番いいのではないですかということを出していますが、観光税に関してこれから検討しようということでしょうか。レンタカー税にしようか宿泊税にしようかということでしょうか。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

どちらということではなく、2つの想定される税について、委員会として検討しようということかと思います。

○**當山委員（沖縄県ホテル協会会長）**

先ほど中村委員からあったように、民泊の問題もあるということであれば、これを機に納税の対象が決定するわけですから、しっかりと違法民泊の摘発も行わなければいけないですし、その法令も作らなければいけない。観光税を決めるということは納税者も決定するということですよ。

そして、私は宿泊税がいいと思っています。また、スタイルは京都市が良いと考えており、沖縄は宿泊単価が平均単価 1 万円を切っていますから、東京や大阪のような設計ではなく、1 万円以下は 200 円としたほうが良いと思います。たしか OCVB が試算したら 40 億円ほどあったかと思う。あと、クルーズに関しては、慎重に行うとしても、そのような議論をここで行う必要があると考えています。また、一からどちらの税目がいいのか、また課題は何なのかを議論を分科会でするよりも、この検討委員会で行ったほうが良いのではないのでしょうか。分科会は、このメンバーから代理が出ますし、そのメンバーを代表してここにいるため、ここで議論してもいいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

分科会の設置についてなんですが、宿泊税で良いと総意が取れば事務局としては構いません。また、委員会の進め方ですが、もう一度検討委員会を開催して、大きな目的や大きな使途事業について、皆様に議論いただいた上で、具体的な作業を分科会で行うのもいいかと思います。そのあたりは各委員の皆様からのご意見を頂いた上で適切に判断していきたいと考えております。

○中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）

平成 25 年当時は導入に大変急がれており、お金を集めて使うことありきで、ホテルが確実だからやりましょうというふうなかたちになっていました。その流れをそのまま持ってくるのであれば、それは違うだろうと考えます。取りやすいから取るのではなく、システム上の問題、環境の問題もあり、それを明確にせずして、判断するのは乱暴かと思います。各委員はこの場で議論しているため内容は分かるのですが、それ以外の方々にはどう理解していただくのかということがあるかと思います。

例えば、入湯税については、温泉の告知、衛生管理に資するものとして使うということが明確に出ています。それと同じように、宿泊税として、ホテルや旅館、そのほかの宿泊施設に関する整備、衛生面の確保、それから繁栄に基づいて徴収するというものであれば理解はできます。ただ、観光税がいつの間にか、徴収するのが宿泊税となっていて、宿泊事業者からすると徴収されているけれど、何に使われているのか不明となると、それに対し十分な説明ができるのか。この辺の部分の明確にしていくため、目的や使途を出していかないと全体への説明に息づまると思います。そして、徴収する側も何をやっていくのかということが分かりづらいと思いますので、全体で方向性を出した上で、分科会は別途で行うほうがよいかと思います。

○富山委員（沖縄県ホテル協会会長）

ここでの議論に何が欠けているかと言えば、観光税の意義や趣旨・大義が理解されていないということだと思います。なぜ、ホテルから取られなければいけないのかという議論ではないと思う。観光目的税というのがあって、宿泊税ということではない。観光目的税と言う中で、観光拠点としてホテルから取ることがベスト若しくは、ベターですよね。そうすると、だれから観光税を徴収するのかとなると、レンタカーではできないし、今後は脱モーターリゼーションに向かうかもしれない。入域税は税の二重徴収というものもありますのでキャリアはやりませんよね。ベターなものは宿泊ということになると考えます。

ここは、誰かがどこかでベターな仕組みで観光税を徴収しなければいけないですから、そのあたりは皆で結論を出していかないと話が進まない。観光税はそもそも必要なのかという議論から行い、もしかすると反

対の方もいるかもしれませんが、基本的には総論として結論を出しておく必要があると思いますし、どこで徴収するか、用途について、徴収するからには議論をしないといけない話なので、しっかり議論をして、納得してもらおうほうがいい。宿泊にも使えけれども、地域創生にも使えるのであれば使ったほうがいいと思う。

○**中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）**

観光税として出しているのだから、宿泊税と二重となることはやめてほしい。観光税の名前の下で、徴収するのが宿泊業だから宿泊税となると違うと思う。

○**富山委員（沖縄県ホテル協会会長）**

それであれば、ホテル税はやめて、観光税の徴収としてはどうか。

○**中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）**

それであれば。

○**富山委員（沖縄県ホテル協会会長）**

名称の問題だけですか。

○**中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）**

その名称が違うと認識が違ってきますから、先ほどみたいに宿泊にも使えばいいというような発想は全くないです。公平性を持った中で、観光税という統一の中で行い、徴収窓口がレンタカーや、宿泊施設という形がいい。

○**富山委員（沖縄県ホテル協会会長）**

名称の問題だけであれば、全然問題ない。

○**中村委員（沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合専務理事）**

名称が一番勘違いを生むので、ここだけははっきりしていただきたい。

○**湧川委員（沖縄観光コンベンションビューロー専務理事）**

今の意見を聞いても、やはり本委員会の中で柱を決め、趣旨に沿った形で分科会の作業を行うほうがいい。その方が誤解はなく、理解ができる。もしかすると、分科会でいきなり議論をし、その内容を検討委員会に持ってくると、後戻りしてしまうという懸念もあるので、大きな柱、考え方の議論を行い、時間の都合もあるかと思うのですが、そこは遠回りしないためにも、この委員会で目的などの重要なことを決めた上で進めたほうがいいと思います。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

観光税と宿泊税という前に、法定外目的税があり、その中で観光目的税などいくつか目的があります。

当然としてそれを議論する方と、その理解もまだ十分ではないというところもあると思いますので、事務局には改めて振り返りと環境変化ということを踏まえて、今回新たに沖縄県として法定外目的税の導入に関して、考え方を提示し、望んでいきたいという方向性、想定される用途について踏み込んでいただいても良いかと思います。前回の議論は観光客の受入と環境に限定していましたが、環境が大きく変化しており、東京や大阪、京都等の自治体の用途目的を見ても、広範囲に広がっているところもありますし、また、法定外目的税だけが観光振興の経費ではありませんから、通常の税も含めて大きい括りの一部となっていくますので、この財源を何に使うのが良いのかという議論と、一般の税収を使って議論をする内容も入ってくる話ですので、再度これまでの議論を踏まえて、事務局としてはすぐに分科会で個別議論というようなことでしたが、もう一度整理が必要のような気がしました。

○富山委員（沖縄県ホテル協会会長）

5年前の議論を振り返ってみると、入域、宿泊、レンタカーについて、どこも結論が出なかったと思います。いずれも課題があり、どこもやりたくない、次期尚早ですとなったかと思われます。5年たって、環境も大きく変わってきたので、やりましょうよという意味で集まってきているつもりですが、具体的に必要という総意であれば、個々は結論を出さなくてははいけません。

あとは、名称は別の問題としても、どの税目がベターなのか。5年前と違って一つの結論を出して、その課題解決のための分科会であれば分かりますが、まずは、そこを決めてから分科会を行うという方向で良いのではないのでしょうか。

○花井委員（沖縄エコツーリズム推進協議会会長）

当時だと東京都だけが宿泊税を導入していたわけですが、5年前の議論において東京都方式が導入できるのか否かという話があったのか気になります。目的税で取れるよりたくさんの予算を一般財源から観光の整備に使っており、その開きが大きくなってきていると聞いているからです。そういったことがあると、目的税のみで話をしていると、その財源だけでは足りないことや、やらなければいけないことがあるが財源が足りないというようなことが出てくるかもしれない。現に東京都ではそのギャップが出てきているようです。観光に関連する目的税として将来目指すべきところに向けてどこで議論をしていくのかを入口のところで議論すべきだと思います。

ただ、これについては短時間では結論を出しづらいでしょうから課題となることを挙げておくことだけでもいいのではないかと思います。ですので、事務局において、現状での他地域の事例などについて整理をしていただいた上で、取り入れる目的税としての在り方を提示していただけるといいと思います。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

提案としては、これまで事務局は長い議論をしてきていますから、それを踏まえて、本委員会で議論していただく方向性や考え方を作成するのはそこまで時間がかからないかと思うので、その準備をお願いします。

また、今、花井委員からもありましたように、東京や大阪も含め導入後の変化、定額で取るのか、今回の北海道の倶知安町のように定率で取るか、そういったところも徴収額に大きな影響が出てきます。東京

都が最初に導入した段階で見ると、税収が 20 億程度となると、当時はそれで大きかったと思うが、今の状況からすると当時決めた額だけでは十分なものではない。また、先ほど申し上げたようにこの法定外目的税だけが観光の財源ではありませんから、どの内容にして、税率をどうするのかといった基本的な考え方について、事務局がこの場で決める必要はないですが、検討しなければいけない方向性は定額制か定率かの 2 つだと思います。そのメリットとデメリットもあると思いますが、基本的な考え方を示していただいた上で、この委員会で再度確認をする必要があると思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

湧川委員からありましたように、ここですぐに分科会に下してというのは議論しにくいという意見が大半だと思いますので、この委員会が議論を行うのに良い場だと考えています。事務局はいかがですか。

○事務局（又吉副参事）

各委員から出たような形で、できるだけ本委員会を早めに関わらせていただき、そこで必要性などの大きな考え方について方針を固めた上で、その後に分科会に下して細かい制度設計等を行っていった方が適切かと思っておりますので、近いうちに日程調整をさせていただきたいと思っております。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

委員の皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）

それでは、事務局が想定していた部分と違う形となりましたけれども、本委員会が各界からの代表としてお集まりいただいておりますので、大きい方向性はここで議論を行い、分科会でどこまで議論を行うのか案を作っていただくことになるかと思っておりますけれども、その上で、分科会の議論にふさわしい委員を各委員の皆様からも、自分が出るケースや代理をお願いすることあると思いますが、新たな委員、場合によっては、この辺りをもっと広げて一般の方々にも入っていただく必要があるかも含めて、先ほど事務局からあったように、前回の議論は行政内部だけの議論を反省点として踏まえて、再度議論をということでもありますからその議論の方法についても考え方を示していただければと思います。

それでは、本日の議論はここまでにしますけれども、今後の進め方について改めて事務局から委員の皆様にご説明いただければよろしいでしょうか。

○事務局（又吉副参事）

事務局で今後の方針等を策定し、それが固まることを見計らいながら次回の会合の日程調整させていただきます。可能であれば、今月末若しくは来月中旬あたりに開催したいと考えております。その頃は皆様お忙しいかと思いますが、日程を幅広く取った形で、また多くの皆様に参加できるような形で開催させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

○**下地委員長（琉球大学国際地域創造学部教授）**

ここまで議論しましたので、ぜひ、ご参加いただいてまた改めて意見を述べていただければと思います。それではこれで、本日の委員会を終了したいと思います。協力ありがとうございました。

以上